

法令名	森林法（保安林における制限） { 昭和26. 6. 26法律 第 249号 改正 平成25. 6. 14法律 第44号 }
制度の趣旨	保安林の有する水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的の機能を達成するため、保安林内において立木の伐採や土地の形質の変更等を制限する。
規制等内容	保安林内においては、県知事の許可を受けなければ、次の行為をしてはならない。 (1) 立木の伐採（法第34条第1項）（間伐及び人工林の択伐は届出） (2) 立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉及び落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為（法第34条第2項） 保安林内で一時的な転用行為を除く行為をする場合は、その部分の指定を解除しなければその行為はできない。
許可基準	(1) 立木の伐採は、伐採の方法が指定施業要件（保安林の指定目的を達成するために個々の保安林に定められる、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種）に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えない場合には許可しなければならない。（法第34条第3項） (2) 土地の形質を変更する行為は、その保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、許可しなければならない。（法第34条第5項） (3) 保安林の解除は、転用に係る保安林の機能を代替する施設の設置が必要である。 徳島県保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準による。
許可手続	別紙のとおり
照会先	東部農林水産局・西部総合県民局(林業振興担当)・南部総合県民局（林務・林業振興担当） 農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課（088-621-2450）